２０１８年 ９月 ５日

**募集特定寄附金 募集についての募金目論見書【№18-1】**

公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会

会　長　　斎　藤　　保

学校教育へのＶＥ導入を促進するプロジェクト活動

１.募集目標 ： １５０万円

２.募集期間 ： ２０１８年 ９月５日 ～２０１９年 ３月３１日

３.募集対象 ： 支援に賛同する法人及び団体並びに個人。

本会の会員であるか否かは問いません。

４.募集理由 ：

文部科学省は、第３期教育振興基本計画（２０１８年６月１５日閣議決定）において、

地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設など）の

協働によるESD（Education for Sustainable Development = 持続可能な開発のため

の教育）を促進するとともに、学際的な取組などを通じてSDGｓ（持続可能な開発目

標）の達成に資するようなESDの深化を図る。これらの取組を通して、地球規模課題

を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む態度を身に付けた持続可能な社会

づくりの担い手を育む」としました。また、国立教育政策研究所は、ESDの視点で重視

する能力・態度として、次の7つを例示しています。

　　　①批判的に考える力

　　　②未来を予測して計画を立てる力

　　　③多面的、総合的に考える力

　　　④コミュニケーションを行う力

　　　⑤他者と協力する態度

　　　⑥つながりを尊重する態度

　　　⑦進んで参加する態度

　これらの能力や態度は、いずれもVE（Value Engineering）ワークショップを通じて、

体験学習的かつ総合的に修得可能であり、学校教育におけるESDにVEの考え方や

手法を導入することは、持続可能な社会をつくる人材の育成やイノベーティブな発想の

促進、SDGｓの達成等に向けて大きな意義があると考えます。

　本会では、ESDを推進する公益社団法人日本ユネスコ協会連盟と連携してESDに

VEの考え方を導入し普及するための活動を行っていく予定です。

　　そのための諸活動を推進するにあたって、本会の会員を中心に寄附を募り、資金面で

　のご支援を賜りたく、特にお願い申し上げる次第です。

５.資金使途 ： 標記事業の推進（事業内管理費を含む）に充当させていただきます。

６.申込方法 ： 所定の事項をご記入のうえ、募集特定寄附金申込書を郵便又はＦＡＸ、

もしくは電子メールで本会の事務局にお送りください。寄附金額は任意

ですが、法人・団体の場合は一口５万円、個人の場合は一口1万円を

目安とさせていただきます。

７．振 込 先 ： 次のいずれかの銀行口座とさせていただきます。

|  |
| --- |
| 　① みずほ銀行　　　自由が丘支店 　　当座№１７９０９　② 三井住友銀行　　自由が丘支店　　 当座№１２０２２２８　③ 三菱ＵＦＪ銀行　自由が丘駅前支店 当座№９００１７７０ |

　　　　　　　 ※ いずれも口座名義は「公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会」です。

　　　　　　　 ※ 振込手数料は、寄附者の方のご負担でお願いします。

８．寄附者公表： 寄附者の法人名又は団体名もしくは個人名を本会のホームページなどで

公表させていただきます。（匿名をご希望の場合はお申し出ください。）

９．寄附金控除：

1) 法人の場合

⑴ 法人税

　　　＊ 一般寄附金の損金算入限度額と別枠の、公益法人への寄附金の特別損金算入限度

額も設けられております。

　　　＊ 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額、及び一般寄附金の損金算入限度額

|  |
| --- |
| ① 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額　（所得金額 × 6.25 ％ ＋ 資本金等の額 × 0.375 ％）× 1/2② 一般寄附金の損金算入限度額（所得金額 × 2.5 ％ ＋ 資本金等の額 × 0.25 ％ ）× 1/4 |

　　　＊ この優遇措置を受けたい場合は、寄附をした日を含む事業年度の確定申告書に

寄附金の損金算入に関する明細書を添付してご提出ください。

　　　＊ 詳細は、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせください。

2) 個人の場合

　　⑴ 所得税

＊“所得控除”又は“税額控除”のいずれか有利な方をご自身で選択できます。

① 所得控除：次の金額が、寄附した年の課税所得金額から控除されます。

|  |
| --- |
| 控除額 ＝ 寄附金額※1 － 2,000 円※1　総所得金額等の40 ％相当額が限度。 |

　　 ※ この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書をご提示又は

ご提出ください。年末調整でこの控除を受けることはできないので、ご注意

ください。

② 税額控除：次の金額が、寄附した年の所得税額から控除されます。

|  |
| --- |
| 控除額※1 ＝（寄附金額※2 － 2,000 円）× 40 ％※1　所得税額の25 ％相当額が限度。※2　総所得金額等の40 ％相当額が限度。 |

　　 ※ この控除を受けたい場合は確定申告をし、本会発行の領収書と税額控除に

係る証明書の写しをご提出ください。年末調整でこの控除を受けることは

できないので、ご注意ください。

＊ 多くの場合は“税額控除”を選択した方が有利となりますが、総所得金額等に

よって異なる場合があります。詳細は、最寄りの税務署又は税理士にご確認ください。

⑵ 個人住民税

＊ 寄附した翌年の1月1日現在、東京都にお住まいの方は次の①、世田谷区にお住まい

の方は次の③の金額が、個人住民税の額から控除されます。

|  |
| --- |
| ① 都道府県が条例指定：（寄附金額※1 － 2,000 円）× 04 ％② 市区町村が条例指定：（寄附金額※1 － 2,000 円）× 06 ％③ ①及び②が重複指定：（寄附金額※1 － 2,000 円）× 10 ％※1　総所得金額等の30 ％相当額が限度。 |

　　　　 ※ 上記以外にお住まいの方は、本会への寄附金が条例でこの税額控除の対象に

指定されているかどうかをお住まいの都道府県・市区町村にご確認ください。

＊ この控除は、所得税の確定申告の際に、併せて申告できます。

⑶ 相続税

　　　＊ 相続又は遺贈により財産を取得した方が相続税の申告期限内に相続財産を寄附

した場合は、非課税となります。

　　　＊ この優遇措置を受けたい場合は、相続税の申告の際に、本会発行の領収書を税務

　　　　 署へご提示又はご提出ください。

　　＊ 詳細は、最寄りの税務署又は税理士にお問い合わせください。

　3) 税額控除に係る証明書の写しについて

　＊ 下記のサイトからダウンロードできます。

　　<https://www.sjve.org/_wp/wp-content/uploads/2017/10/tax-exemption-shomei-20171011.pdf>

以上

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】**公益社団法人日本バリュー･エンジニアリング協会　事務局**ＴＥＬ．０３－５４３０－４４８８ ／ ＦＡＸ．０３－５４３０－４４３１E－mail：info@sjve.org |